

# お知らせ

## 年末調整や確定申告に必要です

●社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書

国民年金保険料は社会保険料控除の対象に

納付した全額が所得税及び住民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者等も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際は、ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告書に添付してください。

控除証明書専用ダイヤル

☎ 0570(070) 117

IP電話の場合は

☎ 03(6700) 1130

社会保険庁

HP <http://www.sia.go.jp/>

## 平成二十一年分 年末調整等の説明会

期 日 11月18日(水)

場 所 成東文化会館のぎくプラザ

時間・対象地域

午前10時～正午(山武市)

午後2時～4時(横芝光町・芝山町)

※対象地域の説明会に出席できない場合は、11月26日(木)に東金文化会館での説明会に出席できます。

東金税務署法人課税部門

☎ (52) 3121

## 被用者保険の被扶養者を対象とした 特定健康診査

被用者保険の被扶養者で40歳から74歳までの方

問 診：服薬歴、喫煙歴等  
計 測：身長、体重、腹囲、BMI  
診 察：理学的検査(身体診察)  
血 圧 測 定  
血液化学検査：中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール  
肝機能検査：AST(GOT)、ALT(GTP)、γ-GT(γ-GTP)  
血 糖 検 査：空腹時血糖またはヘモグロビンA1c検査  
尿 検 査：尿糖、尿蛋白  
詳 細 項 目：該当者のみ実施

対象者

健診内容

費用

受診までの手続き

受診時にご持参いただくもの

集団健診日

加入されている医療保険者によって異なります。(受診券を確認してください。)

各医療保険者によって、手続き方法が異なりますので詳しくは、加入されている医療保険者か被保険者の勤務先へご確認ください。

- 受診券(加入されている医療保険者が発行したもの。)
- 被保険者証(必ずご持参ください。)

期 日	受付時間	会 場
12月3日(木)	午前 9:30～11:30	成東保健福祉センター (山武市役所庁舎隣)
	午後 1:30～3:00	
12月4日(金)	午前 9:30～11:30	成東保健福祉センター (山武市役所庁舎隣)
	午後 1:30～3:00	

★集団健診で受けられない場合は、個別健診を受けることができますので、ぜひ受診しましょう。

被用者保険(職場で加入する健康保険組合、全国健康保険協会管掌健康保険、各種共済組合、船員保険等の医療保険)の被扶養者を対象とした特定健康診査集団健診を行います。  
※国民健康保険加入者を除きます。

社団法人

千葉県衛生福祉協会

千葉診療所健康管理部

☎ 043(224)2016

【個別健診問い合わせ先】  
加入されている医療保険者